

## 第25回「送配電コンプライアンス委員会」議事要旨

### 1. 日 時

2026年4月15日（水）15:40～16:20

### 2. 委 員

一般送配電事業者（10社）の代表、一般社団法人送配電網協議会事務局長、外部より招聘した弁護士および公認会計士（各1名）

### 3. 議事要旨

#### （1）これまでの送配電コンプライアンス委員会での指摘事項について

##### <討議目的>

第22回（2025年4月16日）以降の本委員会における、委員より受けた主な指摘事項について、その対応状況および今後の進め方について確認。

##### <確認した内容>

- ・ 第三線（内部監査）の役割について、行為規制に関するコンプライアンスシステムが組織全体として機能しているかを、第三線が俯瞰的に把握することの重要性や第三線間での意見交換の有効性について、対策策定に向けた検討を継続していることを確認した。
- ・ 「一般送配電事業者の行為規制等に関する行動指針」（以下、「行動指針」と言う。）への反映状況について、データ提供に関するルールの明確化、EUC（End-User Computing）や共有フォルダ管理の実態把握と情報漏洩対策について、既に行動指針へ反映済みであることを確認した。
- ・ 継続検討事項として、アシュアランスマップを用いた業務監査の体系化や広告・宣伝規制違反のリスク整理などに、引き続き対応することを確認した。

#### （2）第三線間における意見交換の開始について

##### <討議目的>

行為規制における残存リスクの低減や取組みの形骸化防止を目的に、各社の第三線（内部監査）同士が知見や気づきを共有し、自社の監査実効性を高めるための「意見交換」を2026年度から開始することについて議論。

##### <討議内容>

- ・ 監査項目の設定（リスク認識やテーマ選定の考え方）、監査計画、システム監査の内容、特定のテーマに基づく監査の実施状況や課題などが対象項目として選定することを確認した。
- ・ 実施体制について、新たな組織は設けず「行為規制等検討会」の枠組みで実施し、スケジュールについては、第1四半期に資料共有と項目抽出を行い、第2四半期に意見交換会を毎年実施する計画を確認した。
- ・ 内部監査においては「大所高所からの視点」と現場の実態に即して焦点を絞った「詳細チェック」の両面が必要であること、また、第三線自身のスキル向上のためには、第三線間における他社との交流だけでなく、教育・研修の実施や、第一線・第二線との人事交流なども有効との意見を確認した。
- ・ 第三線間における意見交換にあたり、行為規制遵守に向けた取組みが機能しているかの確認方法、弱い機能を炙り出す手法、第三線の機能向上に向けて行っている取組みなど、議論で確認した具体的な観点を意見交換の内容に補強・反映していくことを確認した。

### (3) 「リスク評価」および「良い取組み」に係わる行動指針等の改定について

#### <討議目的>

これまでの検討結果である「リスク評価」および「良い取組み」の内容を反映した「行動指針」の改定案について審議。また、同検討結果を反映した「業界大相互チェック項目」の変更内容について確認。

#### <討議内容>

- ・ 「リスク評価」に関し、システム情報管理のチェック漏れ防止に向けた部門間連携の仕組みの明記、システム開発・改修時の該当性確認の実効性向上、人事異動時の権限削除ルールの特化等を「行動指針」に反映することを審議、承認をいただいた。また、「業界大相互チェック項目」において、これら対策の運用状況を確認するため、システムの把握方法やID管理ルールに関する既存チェック項目の変更と新たなチェック項目の追加を行うことを確認した。
- ・ システム開発時の「該当性確認」のタイミングについて、設計が進んだ後では機能実装に支障が出る可能性があるとの示唆があった。別途、各社がどのタイミングで確認しているか等の情報を収集し、今後の改善に活かしていくことを確認した。
- ・ 「良い取組み」に関し、リスク発現時の体制整備、第二線と第三線の意思疎通の仕組み構築、社外からの転入者への教育実施等を「行動指針」に反映することを審議、承認をいただいた。

以 上